

労働実務専門講座

就業管理コース

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知県下の労働基準監督署が毎年行う臨検（立ち入り調査）等による監督指導では、対象事業場の63.2%に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の違反が認められます。

このような法令違反の大半は、企業の管理者・担当者の知識と認識の不足によるもので、企業を悩ます重篤な労働トラブルの原因ともなります。

こうしたトラブルを防ぎ、円滑な労務管理をするために企業の担当者に求められる労働についての知識は幅広く、通常の業務の中で習得することは困難です。

そこで、当協会では愛知県下各労働基準協会と共催で、労務人事担当者の養成の場として、労働実務専門講座（就業管理コース）を開催いたしております。

円滑な労務管理を実施し、さらなる企業繁栄に結びつけるため、ぜひともご受講いただきますようご案内いたします。



数ある労働法令を知る
プロの育成が可能です。

<会場> 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」
名古屋市北区清水1-13-1

労働実務専門講座（就業管理コース）

研修名	日程	時間	内容	講師	会費					
					会員	非会員				
第1回 労働時間管理研修 (A41)	令和6年 9月11日	9:30~16:30 6時間	関係法令、各種労働時間制度の概要、就業管理上の留意点、効率労働にむけての制度改善	(一社)名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士 市之瀬 高 司	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0				
第2回 賃金管理研修 (A42)	令和6年 9月25日	9:30~16:30 6時間	関係法令、各種賃金・退職金制度の概要、就業管理上の留意点、今後の制度改善	西原経営事務所 所長 中小企業診断士・ 特定社会保険労務士 西原 義人氏	1 0 , 0 0 0	1 2 , 2 2 0				
第3回 雇用関係法研修 (A43)	令和6年 10月9日	9:30~12:30 3時間	労働者派遣法、職業安定法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等の概要と就業管理上の留意点	朋労務コンサルタントオフィス 所長 (一社)名北労働基準協会 労働相談室長 社会保険労務士	5 , 0 0 0	1 日間	4 日間	6 , 1 1 0	1 日間	4 日間
第4回 雇用均等関係法研修 (A44)		13:30~ 16:30 3時間	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パート有期雇用労働法等の概要と就業管理上の留意点		5 , 0 0 0	1 0 3 6 , 7 0 0		1 2 , 2 2 0		
第5回 労働関係法研修 (A45)	令和6年 10月23日	9:30~12:30 3時間	労働契約法、個別労働関係紛争解決促進法、労働組合法等の概要と就業管理上の留意点	藤原 朋子氏	5 , 0 0 0	1 日間		6 , 1 1 0	1 日間	
第6回 労使紛争防止研修 (A46)		13:30~ 16:30 3時間	労働トラブルの現状と防止のための就業管理と良好な労働関係の構築等	宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤 俊夫氏	5 , 0 0 0	1 0 , 0 0 0		6 , 1 1 0	1 2 , 2 2 0	

※全日程4日間の75%以上の受講修了者に「労働実務専門講座卒業証」を、また各研修1日間

受講修了者に「労働実務専門講座研修修了証」を交付いたします。

※DVD受講も可能ですので、お問合せください。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

- 「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) 労働実務専門講座(就業管理コース) 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会			会員番号		名北労働基準協会員のみご記入ください。
事業場名				T E L F A X E - m a i l	() ()	-
所在地	〒			事業内容		労働者数 名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏 名	所属部署・職名	受講区分	ご案内送付先	
		生年月日 年 月 日		<input type="checkbox"/> 全日程 <input type="checkbox"/> 9月11日 <input type="checkbox"/> 9月25日 <input type="checkbox"/> 10月9日(□全日 □AMのみ □PMのみ) <input type="checkbox"/> 10月23日(□全日 □AMのみ □PMのみ)	受講者・担当者(部署名) <small>○をつけてください</small> () 様	
		生年月日 年 月 日		<input type="checkbox"/> 全日程 <input type="checkbox"/> 9月11日 <input type="checkbox"/> 9月25日 <input type="checkbox"/> 10月9日(□全日 □AMのみ □PMのみ) <input type="checkbox"/> 10月23日(□全日 □AMのみ □PMのみ)	会費支払時期 令和 年 月 日	

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

最新労働情報を 労務管理部門ナンバー1 弁護士 に聴く

働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策セミナー

著名講師のセミナーを
格安受講料で

開催のご案内 主催 愛知県下各労働基準協会

インターネット受講可能
後日配信のオンデマンド

平成29年以来9回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士（日経ビジネス2010）として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策セミナーを開催します。石寄先生は講演内容について次のように述べてみます。

「平成29年3月28日に公表された働き方改革実行計画において、その対応策とロードマップが示された。

経団連は、働き方改革フェーズⅠを「インプットの効率化」と位置付けているが、実態は長時間労働の削減等による労働者の健康を守るということが中心として行われ、その結果、2024年問題により、さらなる人手不足を招いている。また、雇用形態にとられない公正な処遇として、政府は労働基準監督官まで動員し、基本給・賞与の是正を目指す閣議決定まで行っている。

次に、経団連は、「アウトプットの最大化」という旗印をたて、働き方改革フェーズⅡ（労働の質の向上）を実現すべく、政策を推進している。

一方、政府は新しい資本主義の前提として、労働市場の三位一体の改革を骨太の方針に示し、税制、補助金、失業保険制度の変更により、労働者及び企業の行動を変容させようと迫り、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げの実現を謳っている。

この働き方改革などは、働く人の立場に立つもので、その改革の負担を使用者に負わせるものである。そこで、働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）及び三位一体の労働市場改革の進捗状況を説明し、それに対する企業の対応論を論ずることとする。」

労働トラブルを防ぎ企業を繁栄させるため管理の実現のため、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士
数々の労働大事件を手がけられ、
法改正の舞台裏にも明るく、講演、
著書も多い労働界のNo.1 弁護士

●日 時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち 5階小ホール1 名古屋市中区村名駅4-4-38

●講 師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄 信憲 氏

●演 題 **改革（フェーズⅠ・Ⅱ）・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策**

1. 働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）及び三位一体の労働市場改革のあらまし

2. 働き方改革及び三位一体の労働市場改革の進捗状況

(1) 働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）の進捗状況 (2) 三位一体の労働市場改革の進捗状況

3. 多様で柔軟な働き方の導入と未来

(1) フレックスタイム制、裁量労働制、高プロの利用状況 (2) 裁量労働制の適用対象の拡大
(3) 勤務間インターバル (4) 選択的週休3日制 (5) テレワーク（在宅勤務）
(6) 副業・兼業 (7) フリーランスの拡大 (8) 解雇の金銭解決（賠償）制度

4. 今日の雇用社会における重要な論点

(1) 基本給、賞与の格差是正を推進する行政指導に対する実務対応論
① 「非合理」という文言を用いた令和5年6月16日閣議決定の誤り
② 基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業へ文書指導を行うとした令和5年11月2日閣議決定への対応論
(2) テレワーカーに対する出社命令の可否 (3) 副業・兼業の許可制の有効性と不許可の濫用論
(4) エンゲージメントとハラスメント
① セクシャルハラスメントの原因と対策論 ② マタニティハラスメントの原因と対策論
③ パワーハラスメントの原因と対策論 ④ カスタマーハラスメントの原因と対策論
(5) 外国人労働者の利用拡大（移民論） (6) 共稼ぎ世帯（妻がパート・フルタイム）と専業主婦世帯の推移
(7) (6)を踏まえた無償ケア労働の行方（育介法の改正の意味） (8) メンバーシップ型雇用とジョブ型雇用の行方



働き方改革関連法対応セミナーより

●講演概要

石寄信憲（いしざき・のぶのり） 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録（第一東京弁護士会、経営法曹会議所属）。1984年 石寄信憲法律事務所開設（2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称）。業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。

働き方改革と三位一体の労働市場改革

●会場 ウィンクあいち

名古屋市中村区名駅4-4-38



- ・JR名古屋駅桜通口から：ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街5番出口から：徒歩2分
- ・名駅地下街サンロードから：ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを經由徒歩8分

安倍政権

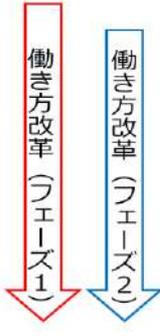
- ◆2017 (H28) .9.26 安倍首相 所信表明演説⇒「**働き方改革**です。**働く人の立場に立った改革**。意欲ある皆さんに多様なチャンスを生み出す、労働制度の大胆な改革を進めます」
- ◆2017 (H29) .3.28 働き方改革実行計画 ⇒ロードマップに掲げた19の対応策
- ◆2019 (R1) .6.21 2019年骨太の方針
メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態161への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、**フェーズIIの働き方改革**に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。
- ◆2020 (R2) .7.17 2020年骨太の方針
働き方改革関連法の着実な施行を労働関係法令の適正な運用を図りつつ取り組むとともに、感染症への対応として広まったテレワーク等がもたらした、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの取組の流れを後戻りさせるとなく最大限活かす、従業員のやりがい・高めるための**フェーズIIの働き方改革** *に向けて取組を加速させる。

菅政権

- ◆2021 (R3) .7.17 2021年骨太の方針
労働時間削減等を行ってきた働き方改革のフェーズIに続き、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいを高めていくことを目指す**フェーズIIの働き方改革**を推進する。
トップ経営者の多様性を確保し、若者を抜擢し、転職、起業を応援するなど、企業組織、企業文化の変革を働きかける。
多様で柔軟な働き方が進むとともに、いつでも学び直しが可能となる中で、女性や若者、中高年を始め、多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、**エンゲージメント** * を高めながら活躍するとともに、こうした人材が地方移住や二地帯居住を通じて地方でも活躍し、その活力が維持・発展する社会を実現する。
- ◆2022 (R4) .6.16 2022年骨太の方針
人的資本投資の取組とともに、働く人の**エンゲージメント**と生産性を高めていくことを目指して**働き方改革**を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。
その他、同方針内で、①裁量労働制、②フレックス、③テレワーク、④副業、⑤選択的週休3日制に取り組みとある。

岸田政権

- ◆2023 (R5) .6.26 2023年骨太の方針
三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネススクエアの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の**働き方改革**を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休3日制の普及等に取り組む。
- ◆2024 (R6) .6.11 2024年骨太の方針 (原案)
賃上げ、三位一体の労働市場改革、価格転嫁、人手不足について、項目があるが、働き方改革の項目はない。一部、外国人に関する言及もなされている。



三位一体の労働市場改革

* メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への改革。ジョブ型の雇用形態とは、職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。
** 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

- 対象 経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者等、社会保険労務士等労働専門家の皆様
- 定員 会場 140名 ※定員満了時はインターネット受講となります。
- 会費 労働基準協会会員企業 4,380円
一般(上記以外) 4,990円 ※いずれも資料代、消費税を含みます。

●インターネット参加について (開催当日の配信ではありません)
・令和6年10月2日(水)より1週間視聴が可能です。
・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

改革(フェーズ I・II)・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策セミナー 申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会				※会員番号				
事業場名					T E L ()	F A X ()		-	
所在地	〒								
ご出席者 No.は記入 不要です	No.	氏名	所属部署・職名	受講区分	No.	氏名	所属部署・職名	受講区分	
				会場・インターネット				会場・インターネット	
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名)				様	お支払予定日	月	日	頃

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。
※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。 R6.6.17

ハラスメント 相談担当者研修



主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

令和2年6月パワーハラスメント（パワハラ）防止措置が大企業事業主に義務付けられ、令和4年4月から中小企業事業主にも義務づけられました。

ハラスメントの問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生し、労働相談の件数としては「いじめ・嫌がらせ」は10年連続で最多です。重症化すると裁判等の労使紛争となり、企業の社会的信頼を失墜させる大きな問題へと発展する可能性もあります。ハラスメント問題からメンタル不調を起こす労働者も数多いです。

企業は防止対策を講じ、管理者を中心とした全労働者がこれを徹底することでハラスメントは事前に防ぐことが可能です。さらに問題発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制整備が、問題を重症化させない大きなカギとなります。

ハラスメントの問題を“芽”の段階で摘むために、相談窓口担当者にはハラスメントに関する基本的な理解はもとより、適切な対処方法、相談対応のスキルなど、幅広い知識やスキルが求められます。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学ぶ「ハラスメント相談担当者研修」を開催いたします。ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時

令和6年 9月24日（火） 令和6年12月10日（火）
いずれも13時30分～16時30分



お申込はこちら

内容

1. ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラ等

2. 聞き方のポイント

相談を受ける際の心構え、傾聴スキル、ケーススタディ

3. 相談への対応

対応のステップ、相談者・行為者・第三者へのヒアリング、措置の検討

4. 相談場面のロールプレイング

ハラスメント相談を受ける際の
ポイントを解説



※研修の修了者には「修了証」を交付します。

講師



株式会社教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所 所長
一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士

新美 智美 氏

【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室 名古屋市北区清水1-13-1

対象

人事ご担当者、現場のハラスメント相談窓口担当者など

会費

会員 6,000円
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0802 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウル会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関)	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133			
一般社団法人 名北労働基準協会	一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

講習会等申込書(コピー可) ハラスメント相談担当者研修 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号			名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名		TEL	()	-	
		FAX	()	-	
		E-mail			
所在地	〒	事業内容		労働者数	名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先
				<input type="checkbox"/> 9月24日 <input type="checkbox"/> 12月10日	受講者・担当者(部署名) <small>〇をつけてください</small> (様)
				<input type="checkbox"/> 9月24日 <input type="checkbox"/> 12月10日	会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

≡パワハラと言われずに、部下を上手に叱れますか≡

企業の繁栄を左右する

管理能力向上研修

主催 愛知県下各労働基準協会

実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

企業の健全な発展は優秀な管理者なくして実現は不可能です。部下に対する指導・接し方をはじめとする管理の手法を適切に実行することができれば、企業という集団が発揮する力を倍増させることができます。一方、部下の信頼を得られない管理者のもとでは、企業がもつ力の半分を発揮することすら困難です。これは企業の業績を大きく左右する分かれ道です。しかし、管理者の多くに豊かな業務能力、経験、知識を持ちながら、部下への管理能力が充分でなく、結果的に担当部署の能力を最大限に引き出せないケースが多く見受けられます。

そこで、当協会では、管理者として求められる管理能力、指導手法等に関する「管理能力向上研修」を開催いたします。部下を持たれる全ての皆様に、ぜひともご受講いただきますようご案内申し上げます。

日時 令和6年 9月20日(金) 13時30分～16時30分

会場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」
名古屋市北区清水1-13-1



お申込はこちら

講師

人財育成コンサルタント

サポートプロジェクトHAYASHI 代表 林 泰治 氏

プロフィール

三友工業株式会社に長年にわたり総務部長や本社の執行役員等として勤務し、社内・社外における人材育成を行うとともに、日本メンタルヘルス協会公認心理カウンセラー・RSTトレーナーとして企業、行政、学校等での幅広い講演活動を精力的に行う。



- 内容
1. 自己分析
 2. 管理能力とは
 3. セクハラ・パワハラにならない『褒め方・叱り方』
 4. すべての共通点は人生笑顔とポジティブに生きる



対象 部下を持たれるすべての人

会費 会員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代、消費税含む)

定員 45名 (定員になり次第締め切ります。)

その他 研修修了者には「修了証」を交付します。



●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書 (コピー可)

管理能力向上研修

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL ()	FAX ()	E-mail
所在地	〒	事業内容	労働者数		名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先
				9月 20日	受講者・担当者 <small>〇をつけてください</small> (部署名) (様)
				9月 20日	会費支払時期
					令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。